

パキスタン

意匠法

2000年法第45号

イスラマバード，2000年9月7日

目次

第I章 序

第1条 略称，適用地域及び施行

第2条 定義

第II章 登録可能な意匠及び登録手続

第3条 登録可能な意匠

第4条 特許庁の設立

第5条 登録手続

第6条 他の物品についての同一意匠の登録など

第III章 登録の効果など

第7条 意匠登録

第8条 侵害

第9条 善意の侵害者の損害賠償責任からの免除

第10条 登録の取消

第IV章 国際協定

第11条 条約国に関する告示

第12条 条約国において保護出願がされた場合の意匠登録

第V章 意匠登録簿など

第13条 意匠登録簿

第14条 登録証

第15条 譲渡などの登録

第16条 登録簿の更正

第17条 誤記を訂正する権限

第18条 登録意匠の閲覧

第19条 登録の存在に関する情報

第20条 登録事項，書類などの証拠

第VI章 法的手続に関する補則

第21条 登録の有効性が争われたことの証明書

第22条 根拠のない侵害訴訟手続の脅迫に対する救済

第 VII 章 登録官の権限及び義務

第 23 条 登録官の裁量権の行使

第 24 条 費用及び費用に対する担保

第 25 条 登録官に対する証拠

第 26 条 一定の代理人への対応を拒絶する登録官権限

第 VIII 章 違反及び罰則

第 27 条 違反及び罰則

第 28 条 登録簿の虚偽記載など

第 29 条 意匠が登録されている旨の虚偽の表示

第 30 条 会社による違反

第 IX 章 雑則

第 31 条 規則を制定する権限

第 32 条 手数料

第 33 条 郵便による通知などの送達

第 34 条 例外

第 35 条 連邦政府からの指示

第 36 条 廃止

第I章 序

第1条 略称，適用地域及び施行

- (1) 本法は，2000年意匠法と称する。
- (2) 本法は，パキスタンの全領域に適用する。
- (3) 本法は，全条文を同時に施行する。

第2条 定義

本法においては，主題又は文脈に相反する事項がない限り，次のとおりとする。

- (a) 「物品」とは，何らかの製造物品を意味し，別個に製造及び販売される場合は物品の部分を含む。
- (b) 「譲受人」とは，死亡した譲受人の法定代理人を含み，何人かの譲受人への言及は，当該法定代理人の譲受人又はその者の譲受人への言及を含む。
- (c) 「条約国」とは，第9条に基づいて条約国として宣言された国を意味する。
- (d) 「意匠登録」とは，登録所有者のライセンス又は書面による同意がある場合を除き，第三者が意匠を物品に適用すること，意匠が登録された物品であって登録意匠又は登録意匠と実質的に異なる意匠を適用したものを製造し，輸入し，販売し，賃貸し，又は販売若しくは賃貸の申出をすること及び前記の物品の製造を可能にする何らかの物を製造することを防止する権利を意味する。
- (e) 「意匠」とは，何らかの工業的方法又は手段により物品に適用された形状，輪郭，模様，装飾であって完成品において視覚に訴え，かつ，視覚によってのみ判断されるものを意味するが，構造の方法若しくは原理又は形状若しくは輪郭の特徴であって技術的及び機能的考慮によってのみ定まるものを含まない。
- (f) 「特許庁」とは，第4条に基づいて設立され，又は設立されたものとみなされる特許庁を意味する。
- (g) 「所定の」とは，規則により定められていることを意味する。
- (h) 「意匠の所有者又は創作者」とは，次の者を意味する。
 - (i) 意匠の創作者が適正な対価を得て他人のために創作物を作成したときは，当該意匠に係る作成の受益者である当該他人
 - (ii) 意匠又は意匠を物品に適用する権利が，譲渡によるか，移転によるか又は法律の運用によるかを問わず，原所有者以外の者に単独であるか又は原所有者との共同であるかを問わず付与されたときは，当該意匠又は権利がそのように付与された件について，かつ，その範囲において，当該他の者又は場合により原所有者及び当該他の者。
 - (iii) 2以上の者が相互に独立に同一意匠を創作したときは，その範囲において，自己の出願が最先の出願日又は優先権が主張される場合は最先の有効に主張された優先日を有する者が，前記出願が取り下げられ，放棄され，又は拒絶されない限り，工業意匠の登録を受ける権利を有する。
 - (iv) その他の場合は，譲渡され，又は承継により移転されることがある意匠の創作者
- (i) 「登録簿」とは，第16条に従って備えられた意匠登録簿を意味する。
- (j) 意匠について「登録所有者又は代理人」とは，意匠の所有者として現に意匠登録簿に登録されている者を意味する。

(k) 「登録官」とは、2000年特許法第3条に基づいて任命された特許及び意匠の管理官を意味する。

(l) 「規則」とは、本法に基づいて制定された規則を意味する。

(m) 「組物」とは、通常一緒に販売され、又は使用されることを意図した同一の一般的特性を有する複数の物品であって、その各々に同一の意匠又はその意匠の特性を変化若しくは実質的な影響を及ぼすのに十分でない変更を施した意匠を適用された物品を意味する。

(i) 本法における意匠が登録された物品への言及は、組物について登録された意匠の場合は、当該組物の何れかの物品への言及と解釈する。

(ii) 本法に基づいて複数の物品が組物を構成するか否かの疑義が発生したときは、登録官がこれを決定する。本法の如何なる規定にも拘らず、本項に基づく登録官の決定は最終のものとする。

第 II 章 登録可能な意匠及び登録手続

第 3 条 登録可能な意匠

(1) 意匠は、所有者であると主張する者の出願により、当該出願に指定する物品又は組物について本法に基づいて登録することができる。

(2) 本法の規定に従うことを条件として、意匠は、新規又は独創的でない限り登録されず、特に、それが登録出願日前に同一物品若しくは他の物品についてパキスタンにおいて登録され、若しくは世界の何れかの場所において公開された意匠と同一であるか又は当該意匠と重要でない細部若しくは取引上普通に使用されている変形である特徴においてのみ異なるときは、如何なる物品についてもそのように登録されない。

説明 - 意匠は、既知の意匠又は意匠の特徴の組合せと著しく異ならないときは、新規又は独創的でない。

(3) 新規性の適用上、工業意匠の公衆への開示は、それが当該出願の出願日又は該当する場合は優先日前 12 月以内に行われたとき及びそれが出願人若しくはその前権原者によりなされた行為又は出願人若しくはその前権原者に関して第三者によりなされた濫用を理由として又はその結果として行われたときは、考慮されない。

(4) 連邦政府は、公序良俗に反する意匠を本法に基づく登録から除外することについて規定する規則を制定することができる。

第 4 条 特許庁の設立

特許庁と称する官庁を設立する。本条に基づいて特許庁が設立されるまでは、1911 年特許・意匠法(1911 年第 II 号)に基づいて機能する特許庁が引き続き機能し、かつ、これを本法に基づいて設立されたものとみなす。

第 5 条 登録手続

(1) 意匠登録出願は、所定の様式によるものとし、かつ、所定の方法により特許庁に提出しなければならない。

(2) 意匠が新規又は独創的であるか否かを決定する目的で、登録官は、登録官が適切と認める調査(ある場合)をすることができる。

(3) 登録官は、意匠登録出願を拒絶することができ、又は当該出願について登録官が適切と認める補正(ある場合)を条件として意匠を登録することができる。

(4) 出願人の何らかの懈怠又は怠慢により、所定の期間に登録を行うことができるように完成されなかった出願は、放棄されたものとみなす。

(5) 本法に別段の明示規定がある場合を除き、意匠は、登録されるときは、登録出願をした日又は当該日の前か後かを問わず特別の場合に登録官が指示するその他の日をその日付として登録する。

ただし、本法に基づく意匠登録証の交付日前に犯された侵害については、如何なる訴訟手続も一切とることができない。

(6) (3)に基づく登録官の決定に対しては、高等裁判所に審判請求をすることができる。

第6条 他の物品についての同一意匠の登録など

(1) 何らかの物品について登録された意匠の登録所有者が、

(a) 1又は2以上の他の物品について、当該登録意匠の登録出願をしたとき、又は

(b) 同一物品又は1若しくは2以上の他の物品について、当該登録意匠にその特性を変化させ、又はその同一性に実質的な影響を及ぼすのに十分でない変更を施したもものからなる意匠の登録出願をしたときは、

当該登録意匠が先に登録又は公開されたことのみを理由としては、当該出願は拒絶されず、かつ、当該出願に基づく登録は無効とされない。

ただし、本条によって登録された意匠の登録期間は、原登録意匠の原登録期間及び延長登録期間の満了を超えないものとする。

(2) 何人かが何らかの物品について意匠登録出願をし、かつ、

(a) 当該意匠が、他人により他の物品について先に登録されていた場合、又は

(b) 当該出願に係る意匠が、他人により同一物品又は他の物品について先に登録された意匠にその特性を変化させ、又はその同一性に実質的な影響を及ぼすのに十分でない変更を施したもものからなる場合において、

当該出願が係属している間にいつでも出願人が先に登録された意匠の登録所有者となるときは、本条の前記規定は、出願の時点で出願人が当該意匠の登録所有者であったものとして適用する。

第 III 章 登録の効果など

第 7 条 意匠登録

(1) 本法に基づく意匠登録は、登録所有者に対して、登録日から 10 年の期間の登録意匠の権利を付与する。

(2) 登録意匠の所有者は、所有者の同意を得ていない第三者が当該登録意匠の複製である意匠を用いており、又は含んでいる物品を製造し、販売し、又は実施することについて、係る行為が商業目的でなされるときは、これを防止する権利を有する。

(3) 登録官は、原期間若しくは場合により第 2 の期間の満了前に所定の様式により登録期間の第 2 若しくは第 3 の期間の延長申請があり、かつ、当該期間の満了前に所定の手数料の納付があったとき又は係る申請があり、かつ、登録官に対する請求において指定される 6 月以下の付加期間内に所定の追加手数料を添えて前記手数料の納付があったときは、登録期間を原期間の満了から第 2 の 10 年の期間及び第 2 の期間の満了から第 3 の 10 年の期間延長しなければならない。

(4) 登録工業意匠の所有者は、登録官に対する宣言書によりこれを放棄することができ、登録官は、当該放棄を登録簿に登録し、かつ、公告しなければならない。放棄は、それが登録簿に登録された日に効力を生じる。

第 8 条 侵害

(1) 何人かが登録所有者の権利を侵害したときは、登録所有者は、その者に対して、損害賠償及び当該侵害の継続に対する差止命令を求める訴訟を提起することができる。

ただし、仮差止命令を出すためには、登録所有者は、自己が一応の証拠がある事件を有すること、自己の意匠が有効であること及び当該意匠が被告により侵害されたことを示さなければならない。

(2) 本法に基づく訴訟において裁判所が判決を下すときは、裁判所は、判決謄本を登録官に送付し、登録官は、登録簿にその判決を登録しなければならない。

第 9 条 善意の侵害者の損害賠償責任からの免除

登録意匠に対する権利の侵害訴訟手続において、当該侵害の日に当該意匠が登録されていることを知らず、かつ、そのことを推定する合理的な理由がなかったことを立証する被告に対しては、損害賠償を裁定しない。また、何人も、「登録済み」という語若しくはその略語又は物品に適用された意匠が登録されていることを表現若しくは示唆する何らかの語を物品に標記していることのみを理由としては、当該語又は略語に意匠番号を添えていない限り、当該意匠が登録されていることを知り、又はそのことを推定する合理的な理由があったものとはみなさない。

ただし、本条の如何なる規定も、登録意匠の意匠権の侵害訴訟手続において差止命令を出す裁判所権限には一切影響を及ぼさない。

第 10 条 登録の取消

(1) 利害関係人は何人も、意匠登録後にいつでも高等裁判所に又は意匠登録から 2 年以内に登録官に申立をすることにより、次の理由によって意匠登録の取消を求めることができる。

すなわち、

(a) 当該工業意匠が、本法に定める特定の実体的要件を満たしていなかったことを理由として登録されるべきでなかったこと

(b) 当該工業意匠が公序良俗に反すること、又は

(c) 当該工業意匠の登録名義人が当該意匠に対する権利を有していないこと

(2) (1)に基づく登録官の命令に対しては、高等裁判所に審判請求をすることができる。登録官は、いつでも当該申立を高等裁判所に付託することができ、高等裁判所は、そのように付託された申立について決定しなければならない。

第 IV 章 国際協定

第 11 条 条約国に関する告示

連邦政府は、官報告示により、世界貿易機関の加盟国に加えて、当該告示に指定する国を本法の適用上の条約国であると宣言することができる。

第 12 条 条約国において保護出願がされた場合の意匠登録

(1) 条約国においてされた保護出願に係る意匠の登録を求める出願については、当該保護出願をした者又はその者の法定代理人若しくは譲受人が、本法の規定に従ってこれを行うことができる。ただし、本条に基づく出願は、条約国における保護出願の日から又は 2 以上の保護出願がされたときは最初の出願の日から 6 月の満了後には、一切することができない。

(2) 本条に基づく出願に基づいて登録された意匠は、条約国における保護出願の日又は 2 以上の係る保護出願がされたときは最初の保護出願の日をその日付として登録する。

ただし、本法に基づく意匠登録証の交付日前に犯された侵害については、如何なる訴訟手続も一切とることができない。

(3) 出願人は、出願の係属中はいつでも出願を取り下げることができる。

(4) 登録出願をすることができる期間として(1)ただし書きに規定する期間中にパキスタンにおいて意匠が登録又は公開されたことのみを理由としては、本条に基づく意匠登録出願は拒絶されず、かつ、当該出願に基づく意匠登録は無効とされない。

第V章 意匠登録簿など

第13条 意匠登録簿

- (1) 登録官の管轄下にある特許庁に意匠登録簿を備え、これには登録意匠の所有者の名称及び住所、登録意匠の譲渡及び移転の通知並びにその他所定の事項又は登録官が適切と認める事項を登録する。
- (2) 本法の規定及び規則に従うことを条件として、登録簿は、すべての便宜な時間に公衆の閲覧に供し、また、登録簿の何らかの登録事項に関する特許庁の公印を捺印した認証謄本は、所定の手数料の納付により、それらを請求する何人に対しても交付される。
- (3) 登録簿は、本法に基づいてそれに登録することを必要とし、又は認可された如何なる事項についても、一応の証拠とする。
- (4) 信託の通知については、明示的か、黙示的か又は推定的かを問わず、一切登録簿に登録してはならない。
- (5) 特許庁は、本法に規定するすべての公告事項を官報に公告する。

第14条 登録証

- (1) 登録官は、意匠が登録されたときは、意匠の登録所有者に対して所定の様式により登録証を交付しなければならない。
- (2) 登録官は、登録証が喪失若しくは毀損されたことを納得するとき又はその他便宜と認めるときは、登録証の1又は2以上の写しを提供することができる。

第15条 譲渡などの登録

- (1) 何人も譲渡、移転又は法律の運用により登録意匠若しくは登録意匠の持分を取得する権原を得、又は譲渡抵当権者、実施権者若しくはその他として登録意匠に対する他の何らかの権益を取得する権原を得たときは、その者は登録官に対して、所有者若しくは共有者としてのその者の権原又は場合により権益の通知の登録簿への登録を、所定の方法により申請しなければならない。
- (2) (1)の規定を害することなく、譲渡により登録意匠若しくは登録意匠の持分を取得する権原を得、又は譲渡抵当権、ライセンス若しくはその他の証書によって登録意匠に対する他の何らかの権益を取得する権原を得た何人かの権原登録の申請については、譲渡人、譲渡抵当権設定者、実施許諾者又は場合により当該証書の相手方当事者が、所定の方法によりこれを行うことができる。
- (3) 何人かの権原登録の申請が(1)又は(2)に基づいてされた場合において、登録官は、登録官の納得する権原の証拠に基づいて、
 - (a) その者が登録意匠又は登録意匠の持分を取得する権原を有するときは、その者を意匠の所有者又は共有者として登録簿に登録し、かつ、権原取得の原因となった証書又は事件の明細を登録簿に登録しなければならない、又は
 - (b) その者が登録意匠に対する他の何らかの権益を取得する権原を有するときは、その者の権益の通知を、それを設定する証書(ある場合)の明細とともに、登録簿に登録しなければならない。
- (4) 登録簿に通知が登録されたその他の者に付与された権利に従うことを条件として、登録

意匠の所有者として登録された者は、意匠を譲渡し、意匠についてのライセンスを許諾し、又はその他の方法で意匠を取引し、かつ、当該譲渡、ライセンス又は取引の対価についての有効な領収書を発行する権限を有する。ただし、意匠についての衡平法上の権利は、他の何らかの動産についてと同様に執行することができる。

(5) 登録簿の更正申請の目的以外では、(3)に基づいて登録簿に登録されなかった書類は、裁判所の別段の指示がない限り、裁判所において、何人かの登録意匠又は登録意匠についての持分若しくは権益に対する権原の証拠として採用されない。

第16条 登録簿の更正

(1) 高等裁判所は、被害者の申請があったときは、登録簿への登録又は登録簿の登録事項の変更若しくは削除により登録簿を更正すべき旨を命令することができる。

(2) 本条に基づく手続において、高等裁判所は、登録簿の更正に関連して決定することが必要又は便宜である如何なる疑義についても、決定することができる。

(3) 本条に基づく高等裁判所への何らかの申請の通知については、登録官に対して所定の方法によりこれをしなければならず、登録官は、当該申請に関して出頭し、聴聞を受けることができ、かつ、裁判所がその旨を指示するときは出頭しなければならない。

(4) 本条に基づいて高等裁判所が発する如何なる命令も、当該命令の通知を登録官に所定の方法により送達すべき旨を指示するものとし、登録官は、当該通知の受領時に、登録簿をそれに応じて更正しなければならない。

第17条 誤記を訂正する権限

(1) 登録官は、登録出願若しくは意匠の表示における何らかの誤記又は登録簿における何らかの誤記を、本条の規定に従って訂正することができる。

(2) 本条に従う訂正は、所定の手数料を添えた利害関係人の書面による請求によりすることができる。

(3) 登録官が(2)に基づく請求による以外で(1)及び(2)に基づく訂正をすることを提案するときは、登録官は、登録所有者又は場合により意匠登録の出願人及び関係があると登録官が認めるその他の者に当該提案を通知し、かつ、当該訂正をする前にそれらの者に対して聴聞を受ける機会を与えなければならない。

第18条 登録意匠の閲覧

(1) 本法の規定及び規則に従うことを条件として、本法に基づいて登録された意匠の表示又は見本は、登録証の交付日以後、特許庁において公衆の閲覧に供する。

(2) 本項の適用上定められた何れかの部類に属する物品について登録された意匠の場合は、出願について提出された意匠の表示又は見本は、登録証の交付日後の当該部類に属する物品に関する所定の期間の満了までは、登録所有者、登録所有者から書面で授権された者又は登録官若しくは裁判所から授権された者による場合を除き、特許庁において公衆の閲覧に供してはならない。

ただし、登録官が、他の意匠の登録出願について、それが前述の意匠と同一であるか又は当該意匠と重要でない細部若しくは取引上普通に使用されている変形である特徴においてのみ異なることを理由としてこれを拒絶しようとするときは、当該他の意匠の出願人は、前述の

意匠の登録出願について提出された当該意匠の表示又は見本を閲覧する権原を有する。

(3) (2)の適用上定められた何れかの部類に属する物品について登録された意匠の場合は、当該意匠の表示又は見本は、前記所定の期間中は何人も、登録官又はその下で行動する職員の面前である場合を除き、本条に基づいてこれを閲覧することはできない。また、同項ただし書きにより認可された閲覧の場合を除き、閲覧する者は、当該意匠の表示若しくは見本又はその一部を複写する権原を有さない。

(4) 意匠登録出願が放棄又は拒絶されたときは、当該登録出願及びそれについて提出された当該意匠の表示又は見本は、如何なる時も特許庁において公衆の閲覧に供してはならず、又は登録官がこれを公開してはならない。

第19条 登録の存在に関する情報

意匠を登録官に特定させることができる情報を提出する者から請求があり、かつ、所定の手数料の納付があったときは、登録官は、当該意匠が登録されているか否か並びに登録されているときは如何なる物品について登録されているか及び登録期間の延長が付与されたか否かをその者に通知し、かつ、登録日並びに登録所有者の名称及び住所を記載しなければならない。

第20条 登録事項、書類などの証拠

(1) 登録官が署名したとされる証明書であつて、登録官が本法により又は本法に基づいてすることを授権された何らかの登録がなされ、若しくはなされなかったこと又は登録官がそのようにすることを授権された他の何らかの事柄がなされ、若しくはなされなかったことを証明するものは、そのように証明された事項についての一応の証拠とする。

(2) 登録簿の何らかの登録事項、特許庁に保管された表示、見本若しくは書類の謄本又は登録簿若しくは当該書類からの抄本であつて、登録官が証明し、かつ、特許庁の公印を捺印したとされるものについては、追加の証拠なしに、かつ、原本の提出なしに、証拠として採用される。

第 VI 章 法的手続に関する補則

第 21 条 登録の有効性が争われたことの証明書

(1) 裁判所に対する訴訟手続において、意匠登録の有効性が争われ、かつ、当該意匠登録が有効であると裁判所が判断したときは、裁判所は、これらの訴訟手続において当該意匠登録の有効性が争われたことを証明することができる。

(2) 当該証明書が交付された場合において、高等裁判所における登録意匠の意匠権の侵害又は意匠登録の取消に係る裁判所に対する後続訴訟手続において、登録所有者に有利な最終命令又は判決が発せられたときは、登録所有者は、裁判所の別段の指示がない限り、全経費を得る権原を有する。ただし、本項は、(2)にいう訴訟手続における高等裁判所への上訴の費用に対しては適用しない。

第 22 条 根拠のない侵害訴訟手続の脅迫に対する救済

(1) 登録意匠又は意匠登録出願について権原を有するか否か又は利害関係を有するか否かを問わず、何人かが、回状、広告又はその他により、登録意匠の登録の侵害訴訟手続をとると他人を脅迫するときは、それによる被害者は当該脅迫者に対して、(2)に規定する救済措置を求める訴訟を提起することができる。

(2) (1)に基づく訴訟において、被告が、訴訟手続の脅迫に係る行為は、原告により登録が無効であることを示されない登録意匠の侵害を構成し、又はその行為が実行されれば侵害を構成する筈であることを立証しない限り、原告は、次の救済措置を受ける権原を有する。すなわち、

- (a) 当該脅迫が不当である旨の宣言
- (b) 当該脅迫の継続に対する差止命令、及び
- (c) それにより原告が被った損害の賠償(ある場合)

(3) 疑義を避けるために、意匠が登録されていることの単なる通知は、本条の趣旨に該当する訴訟手続の脅迫を構成しないことを本項によって宣言する。

第 VII 章 登録官の権限及び義務

第 23 条 登録官の裁量権の行使

本法に基づく手続の当事者を登録官が聴聞すべき旨又は当該当事者に対して聴聞を受ける機会を与えるべき旨を請求する本法の規定を害することなく、登録官は、如何なる意匠登録の出願人に対しても、本法により又は本法に基づいて登録官に付与された何らかの裁量権を出願人に不利に行使する前に、聴聞を受ける機会を与えなければならない。

第 24 条 費用及び費用に対する担保

(1) 登録官は、本法に基づく登録官に対する如何なる手続においても、当事者に対して登録官が合理的と認める費用を命令により裁定し、かつ、費用を支払うべき方法及び当事者を指示することができる。また、当該費用は、土地収益の未払金として回収することができる。

(2) 意匠登録の取消若しくは登録意匠についてのライセンスの許諾を登録官に対して申請する者又は本法に基づく登録官の何らかの決定に対して審判請求を申し立てる者がパキスタンにおいて居住せず、かつ、事業も営んでいないときは、登録官又は審判請求の場合は高等裁判所は、手続又は場合により審判請求の費用に対する担保の提供をその者に対して請求することができ、担保の提供がない場合は、当該申請又は場合により審判請求を放棄したものと取り扱うことができる。

第 25 条 登録官に対する証拠

(1) 本法に基づく登録官に対する手続において提出すべき証拠は、宣誓供述書により又は所定の方法により提出することができる。ただし、特別の場合に登録官が適切と認めるときは、登録官は、前記の証拠の代わりに若しくはそれに加えて口頭証拠を採用することができる。かつ、如何なる証人にもその者の宣誓供述書に関して反対尋問を受けさせることができる。

(2) 登録官は、宣誓の上での証人尋問並びに書類の開示及び提出について、民事裁判所の全権限を有し、また、当該裁判所に対する手続への証人の出頭に適用可能な規定は、登録官に対する手続への証人の出頭に対しても適用する。

第 26 条 一定の代理人への対応を拒絶する登録官権限

登録官は、2000年特許法に基づいて特許代理人として特許・意匠長官に対する業務をする権原を有していない如何なる代理人も、本法に基づく何らかの業務について認定することを拒絶することができる。

第 VIII 章 違反及び罰則

第 27 条 違反及び罰則

何人も第 7 条に基づいて発せられた指示を遵守しなかったとき又は同条に違反して意匠登録出願をし、若しくはさせたときは、その者は、2 年以下の拘禁若しくは 20,000 ルピー以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。

第 28 条 登録簿の虚偽記載など

何人も登録簿に虚偽の登録をし、若しくはさせたとき、登録簿の登録事項の謄本であると詐称する書面を作成し、若しくは作成させたとき又は当該登録事項若しくは書面が虚偽であることを知りながらそれを証拠として提出若しくは提供し、又は提出若しくは提供させたときは、その者は、2 年以下の拘禁若しくは 20,000 ルピー以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。

第 29 条 意匠が登録されている旨の虚偽の表示

- (1) 何人も自己の販売する何らかの物品に適用された意匠が当該物品について登録されている旨の虚偽の表示をしたときは、その者は、1,000 ルピー以下の罰金に処する。
- (2) (1)の適用上、「登録済み」という語又は物品に適用された意匠が登録されていることを表現若しくは示唆するその他の語を押印、刻印、銘記又は貼付した物品を販売する者は、物品に適用された当該意匠が当該物品について登録されている旨を表示したものとみなす。
- (3) 何人も、登録意匠の登録が失効した後に、当該意匠が適用された何らかの物品に「登録済み」という語若しくは当該意匠の登録が存続することを示唆する何らかの語を標記し、又は当該物品に係る標記をさせたときは、その者は、200 ルピー以下の罰金に処する。

第 30 条 会社による違反

法人が本法に基づく違反行為をしたときは、当該違反行為の時点で法人の取締役、本部長、秘書若しくはその他類似の幹部であるか又は当該資格で行動するとされる各人は、当該違反について有罪とみなされる。ただし、その者の同意又は黙認なしに当該違反がされたこと並びに当該資格でのその者の職務内容及びすべての状況にかんがみて、その者が当該違反行為を防止するために払うべきであった努力をすべて払ったことをその者が立証した場合は、この限りでない。

第 IX 章 雑則

第 31 条 規則を制定する権限

- (1) 連邦政府は、官報告示により、本法の目的を達成するための規則を制定することができる。
- (2) 具体的に、かつ、前記権限の一般性を害することなく、係る規則は、次の事項について規定することができる。
- (a) 意匠登録出願及び意匠の表示若しくは見本又は特許庁に提出することができるその他の書類の様式を定め、かつ、当該表示、見本又は書類の写しを提出すべき旨を請求すること
 - (b) 登録官に対する申請若しくは請求に関連して又は登録官に対する手続に関連して従うべき手続を規制し、かつ、手続の不備の更正を認可すること
 - (c) 登録簿の保管を規制すること
 - (d) 特許庁における意匠の表示及びその他の書類の写しの刊行及び販売を認可すること、及び
 - (e) 定めるべき又は定めることができるその他の事項
- (3) 本条に基づいて規則を制定する権限については、先の公示後に制定される規則の条件に従う。

第 32 条 手数料

- (1) 意匠登録及び意匠登録出願について並びにその他本法に基づく意匠に関する事項については、所定の手数料を納付しなければならない。
- (2) 本法又は本法に基づいて制定された規則に基づいて手数料の納付を要する手続は、当該手数料の納付がない限り、効力を有さない。

第 33 条 郵便による通知などの送達

本法により又は本法に基づいて差し出すことを必要とし、又は認可された通知及び申請し、又は提出することを認可され、又は必要とする申請書又はその他の書類については、郵便又は手渡しにより、差し出し、申請し、又は提出することができる。

第 34 条 例外

本法の如何なる規定も、

- (a) その使用が公序良俗に反すると登録官が認める意匠を登録することを登録官に授権し、又は請求するものと解釈してはならず、かつ、
- (b) 連邦政府の権利又は連邦政府から直接的若しくは間接的に権原を取得する者の権利であって、関税又は物品税に関する法律に基づいて没収された物品を販売又は使用する権利には一切影響を及ぼさない。

第 35 条 連邦政府からの指示

登録官は、自己の権限を行使し、自己の職務を遂行するに当たって、政策問題について連邦政府から随時自己に発せられる指示(ある場合)に従わなければならない。連邦政府は、問題が政策問題であるか否かに関する唯一の裁定者とする。

第 36 条 廃止

1911 年特許・意匠法(1911 年第 11 号)第 2 条(5), 第 43 条, 第 44 条, 第 45 条, 第 46 条, 第 47 条, 第 48 条, 第 49 条, 第 50 条, 第 51A 条, 第 51B 条, 第 52 条, 第 53 条及び第 54 条は, 本法によって廃止する。